

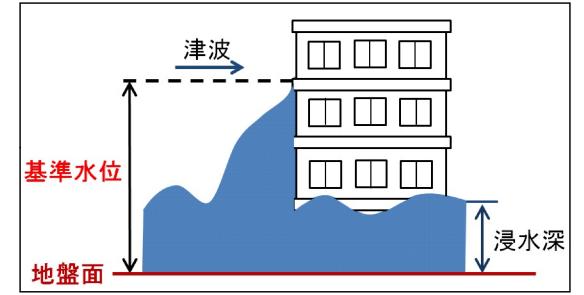
【留意事項】

35条に基づく重要事項の説明の対象とな ります。

〇 「基準水位」は、津波法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時におけ る避難施設の避難上有効な高さ等の基準 となるものです。

〇 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突 による津波の水位の上昇を考慮して必要 と認められる値を加えて定める水位であ り、地盤面からの高さ(m単位)で表示し ています。

(下図参照)



【地形(標高)データ】 〇 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成25年度公表の津波 浸水想定図作成時に使用した地形である ため、その後の開発に伴う盛土や個別施 設の微細な土地の形状が現況と異なって いる場合があります。

【背景地図】
〇 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。

(測量法に基づく国土地理院長承認

(使用) R1JHs1107) 道路や建物などが現況と異なっている場 合があります。

